公共性（施策反映）評価について

（ＪＴ跡地暫定利用企画・運営業務委託）

１　障害者の積極的雇用について

障害者の雇用義務の有無については、直近の６月１日現在の状況によるものとする。

（１）　「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）第４３条に係る障害者の雇用義務がある業者で雇用する障害者数が法定雇用障害者数以上あるか」は、直近の６月１日現在の状況を公共職業安定所に提出した「**障害者雇用状況報告書**」の内容により評価するものとする。

（２）　「障害者雇用促進法第４３条に係る障害者の雇用義務がない業者で障害者を雇用しているか」は、直近の６月１日現在での「**障害者の雇用状況申立書兼誓約書（様式１３）**」の内容により評価する。

２　子育て支援への取組について

結婚・妊娠・出産・育児への支援、子育てしやすい環境づくりなど、子育て支援に取り組んでいる事項を「**子育て支援取組調書（様式１４）**」に記載し、その内容により評価するものとする。

３　インクルーシブ推進に関する取組について

誰もが働きやすい就労環境の整備、ハラスメントの防止、事業活動における方針の立案及び決定に障害者等が積極的に参画する機会の確保など、インクルーシブ推進に取り組んでいる事項を「**インクルーシブ推進取組調書（様式１５）**」に記載し、その内容により評価するものとする。

４　若年雇用者育成のための取組について

若年雇用者を育成するために取り組んでいる事項を「**若年雇用者育成取組調書（様式１６）**」に記載し、その内容により評価するものとする。

※　エルダー制度のような若手従業員を個別実地に熟練者が育成する制度の制定など事業者としての取組を評価する（単なる研修は除く。）。

５　更生支援のための取組について

（１）　保護観察所への協力雇用主としての登録があることを評価する。

なお、「保護観察所への協力雇用主としての登録があること」は、保護観察所から交付された協力雇用主として登録されていることを証する書類（写）の提出をもって判断する。

（２）　保護観察所への協力雇用主としての登録がある場合に限り、刑事施設出所者、少年院出院者、保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用するために取り組んでいる事項（※）を「**更生支援取組調書（様式１７）**」に記載し、その内容により評価するものとする。

※　具体的な受入制度や採用枠等の整備など事業者としての取組を評価する。

６　労働安全衛生のための取組について

厚生労働省から安全衛生優良企業の認定を受けていることを評価するものとする。

なお、「厚生労働省から安全衛生優良企業の認定を受けていること」は、厚生労働省から交付された安全衛生優良企業の認定を受けていることを証する書類（写）の提出をもって判断する。

※　公共性（施策反映）評価において、該当がない項目については、書類の提出は不要とする。

※　該当があるにもかかわらず書類が提出されていない場合は、該当がないものとする。